

…… いんぷおるむ (第4回) ……

< サンプルングについて — その2 >

前号でサンプルングの基本的な事柄と理論について紹介した。ここでは現在のサンプルングをめぐるいくつかの問題について検討する。

ここで検討する問題は大きく分けてふたつある。

ひとつは、調査対象者を選び出す抽出作業上の問題であり、もうひとつは新たなサンプルングの方法をめぐる問題である。

• 住民基本台帳閲覧の制限

現在、調査を行なうにあたりもっとも深刻な問題なのは、世論調査などの場合に抽出台帳となる住民基本台帳の閲覧に対して一部の地方自治体が制限の方向に向かっているということである。これに対して、調査機関やその他調査関係者によって構成されている日本世論調査協会では、調査の社会的貢献度をアピールし関係者への啓発に努めてきた。

この辺の事情について少し詳しく説明しよう。

昭和56年11月25日、自治省から住民基本台帳閲覧の制限についての通達が出された。この背景には、次第に社会問題化してきたプライバシーの保護という観点があり、その大義名分は社会的にも広く認知されるものであった。

そもそも、住民基本台帳の閲覧については昭和42年に制定された住民基本台帳法に規定があり、そこでは「何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。」と定められている。この公開の原則が制限されることになると調査が著しく困難になるのは明白である。そこで日本世論調査協会では、この問題を協議すべく、昭和58年8月住民票問題委員会という小委

員会を設け、検討の結果、自治省通達に対して住民基本台帳閲覧の制限に関する意見を表明した。意見の表明は学識経験者による研究グループである「住民記録に係るプライバシーの保護等に関する研究委員会」に対する陳情書というかたちをとっている。

陳情書は、日本世論調査協会の性格と住民基本台帳の閲覧をもとに行なわれている日本の調査レベルについて説明を行ない、住民基本台帳の閲覧については「住所、氏名、生年月日、続柄」程度の記載事項に限定して今後とも従来の「公開の原則」を貫くことを要求したものである。

ところで、昭和60年の改正では、住民基本台帳の閲覧について次のような訂正が行われた。まず、「何人でも、市町村長に対し、住民基本台帳の閲覧を請求することができる。」という公開の原則は継承したものの、閲覧の請求については「請求事由、その他自治省令で定める事項を明らかにしたうえで」という制約が加わった。また、旧法で「市町村長は、執務に支障がある場合、その他正当な理由がある場合に限り、閲覧の請求を拒むことができる。」とされていた部分については、「不当な目的によることが明らかなとき、または閲覧により知り得た事項を不当な目的に使用されるおそれがあること、その他請求を拒むに足る理由がある場合」と説明がつけ加えられた。

これをみる限り、「公開の原則」は貫かれ、世論調査協会の要求はある程度受け入れられたとみられることもできる。しかし、住民票の担当官が調査に対してどこまで理解しているかによって、調査のための閲覧が認められなくなる可能性がある点

は以前と変わらず、むしろ、「不当な目的」の中に調査が含まれて解釈される恐れがある。実際にそのようなことがあれば、住民基本台帳の閲覧については、少なくとも調査を実施する立場からみれば、厳しく制限されたことになる。

・閲覧の状況

ところで、実際の閲覧の状況はどうなっているだろうか。

日本世論調査協会では、住民基本台帳閲覧の制限に関して協議を進めてゆく中で、実際に閲覧の状況について調査をしている。以下に、その調査結果を紹介しよう。

調査は昭和58年11月、全国3,379の自治体(区市町村)に対して郵送法で行なわれた。調査項目としては「調査を目的とした住民基本台帳の閲覧申請の頻度」、「調査のための閲覧申請に対する態度」、「閲覧に関する条件」、「住民基本台帳を補助する台帳の閲覧の可否」などが設けられた。回収できなかったところに対しては調査票を再送付するなどして、最終的に2,773(回収率82.1%)の回答を得た。この調査結果によると、調査のために住民基本台帳閲覧の申請が「頻繁にある」と答えたところが5.5%、「時々ある」と答えたところが29.2%、「たまにある」と答えたところが55.8%で9割が「ある」と答えている。そして、その申請があった時にどうするかという質問に対しては「所定の手続きに従えば、たいていの場合、閲覧させる」というところが59.1%ともっとも多くなっているが、これについて「閲覧を許す条件が決まっており、その条件に合わない時は断っている」と答えているところが26.8%と多くなっている。なお、「アンケート調査のためには原則的に閲覧させない」というところが7.7%、「所定の手続きに従っていて

も、閲覧を許さないことがかなりある」というところが4.5%となっている。

また、閲覧を許す条件や許さない条件がある場合は、それがどのような条件であるかを聞いたところ、「利用目的により判断する」というところが28.9%、ついで「申請手続き」というところが21.9%と、この2つが主要なものとされている。これら以外の答えとしては「閲覧件数」(7.9%)や「事務取扱要領による」(7.0%)、「閲覧者の数の制限」(6.9%)などがあげられており、この質問の該当者、すなわち閲覧を許す条件、許さない条件があるという自治体は約半数(53.1%)を占める。

次に、「住所・氏名・性別・生年月日」が記載されている補助台帳の閲覧が可能かどうかという質問に対しては「閲覧が可能なものがある」というところが49.7%と半数を占めている。

・調査に対する社会的評価

ところで、住民基本台帳の閲覧が制限されるようになった理由としては「プライバシーの保護」が注目されてきたからであるが、閲覧という行為とプライバシーの侵害という結果が直接結びつかない限り、このことはそれほど深刻な問題とならなかったであろう。しかし、実際に、住民基本台帳の閲覧がプライバシーの侵害につながるような事件が起こったために住民基本台帳の制限が厳しくなったわけである。例えば、昭和48年、山形県鶴岡市においてダイレクトメール業者が市民全員の氏名・住所・生年月日・性別・続柄・郵便番号を掲載した「鶴岡市名鑑」の出版を企画し購入予約の募集を行なったことがある。このような類似の事件は昭和54年に島根県安来市でも起こっており、昭和56年には高知県下8市において「家族名簿」が実際に販売された。このような事

件により、住民からプライバシーの保護が叫ばれるようになったわけである。

調査が原因となりプライバシーの侵害が行なわれたわけではなく、従って調査以外の原因により閲覧が制限されることになった、というのが実際の事情である。言い換えれば、調査もダイレクトメール業者の商売と同程度にみられているために、調査についての配慮がなされないまま、住民基本台帳閲覧の制限が進められたものと思われる。これは調査に対する理解の不足が原因であるが、その責任は調査機関をはじめとする調査関係者にあることはいうまでもなく、特に、その中心的な役割を担う日本世論調査協会でもこの点を深く反省し、以後、調査に対する周囲の理解や評価を高めるための啓発活動を重視している。

自治省では、今年(昭和61年)、6月からの住民基本台帳法の改正で、ダイレクトメール業に対する規制を目的とし、原則公開制をとっている台帳の閲覧、住民票の写しの交付を規制する方針を固めた。その内容は、2月28日付日本経済新聞によると、①情報の転売を目的とした閲覧、写しの交付は拒否できる。②通常の使用目的も詳細、具体的を書くよう窓口で求める。③出生・縁故関係などの「特殊調査」は認めない。—とされている。「特殊調査」と断わりながらも、「調査」ということばがはじめて使用されたわけである。このような状況の中で、改めて調査に対する理解が求められている。

・新たなサンプリング手法

いかなる事情であっても住民基本台帳の閲覧が実際に困難になれば、それに頼る方法が変わって新たな抽出方法が考えられなければならない。現在、このような認識のもとで進められているのがクォータ法の研究である。

一般に、クォータ法とは割り当て法と訳されているとおり、調査対象者を地域別、性別、年齢別に割り当てを行ない調査する方法である。例えば、都内にある私立大学の学生の意識を探りたいというときに、母集団から学部別の学生数を割り出し各学部の学生数の比率により調査対象となる学部の学生を割り当てる、というようなものである。従ってクォータ法においては、何を割り当ての基準とするかが重要な問題となってくる。例えば、いまの例の場合、学部だけの割り当てを行ない調査をした結果、女性が過半数を占めたとしたら、これは母集団を正確に反映した結果とはいえない。そこで学部だけではなく、性別も、あるいは学年も割り当てる必要がでてくるかも知れない。この割り当てについては、積みあげられた過去のデータをどう読みとるかによっていく通りものやり方が考えられよう。そして、過去のデータの読みとり方、つまり、どのような調査データが調査目的に適った有効な情報となっていたかを過去のデータで確かめることは調査機関の経験や能力が大きく関わってくることである。また、割り当ての基準をどうするかということばかりでなく、実際の抽出手続き—対象者をどのように選び出すかも調査機関によって違ってくるであろう。

現在、日本におけるクォータ法の研究はまだまだ初歩の段階であり、クォータ法についての一般理論や手法を紹介した著書もみられない。日本におけるクォータ法の研究開発の必要性を力説している日本世論調査協会会長の林知己夫氏(文部省統計数理研究所所長)の話によれば、クォータ法の開発とは優れた調査員網の確立に他ならないということになる。つまり、割り当てられた調査対象を名簿なしに指示どおり回収する基盤がデータ収集の大前提であるということになる。

住民基本台帳の閲覧ができないアメリカやヨー

ロッパでは、一般にこのクォータ法が採用されている。クォータ法による全国規模の調査では、まず、地域別、都市規模別の層化を行ない、人口数の割合により調査地点を確率抽出し、各調査地点で性・年齢などの割り当てを行うという方法が一般的である。ただし、調査の目的によって、職業別や社会階層別などのクォータが加わることはいうまでもない。

アメリカにおいても、母集団をできるだけ正確に反映することを目的として種々の抽出方法が見受けられる。抽出方法は調査機関によってそれぞれのノウハウを生かした独自のものが考案されているが、地域別、都市規模別に層化し、いくつかの段階を経て調査地点を抽出してゆくやり方は基本的に変わらない。

例えば、ミシガウ大学の Survey Research Center による標本設計をみると、まず、第一段階としてアメリカ全土を東北部、西部、北部、中央部、南部などの地域に分けてそれぞれの人口比率をもとにいくつかの第一次調査地域 (Primary area) の選出を行なっている。この地域は county と呼ばれる、州の次に位する行政区画の集合体である。さらにそれらの選出地点の各々について市・町・村といった都市規模別の層化を行ないそれらの人口比により具体的な市・町・村を調査地域として決定する。次に、各市町村の中を平均 20～30 世帯ぐらいずつのエリアに分け、確率抽出によりその中のいくつかを調査地点 (Chunk) として定める。調査員はその地点内での世帯の構成を事務所に連絡し、最終的にどの区画 (Segment)

を調査対象地点とするかの指示を待つ。

このように、調査地点の設定に際しての考え方は日本の場合と大差がない。違うのは調査地点が決定されたあとの対象者の抽出である。

アメリカの場合、調査対象者個人が予め決まっているわけではないので、直接調査対象世帯を訪ねてから対象者を決定することになる。このとき、家族の中の誰を対象者とするかは調査機関によってまったくバラバラである。

ある調査機関は家族人数によって上から何番目の人を対象とするという指示をしており、また、別の調査機関は、調査当日に一番近い誕生日の人を対象とするよう指示している。いずれにしても、主観を排除した無作為性の確保をその前提としている。

このように、対象者の抽出において住民基本台帳の閲覧ができない場合には、サンプリングの設計者 (調査機関) と調査員のコンビネーションが絶対条件になる。このような重責を負う優秀な調査員の育成はなかなか困難なことであるが、前出の林知己夫氏によれば、現在の状況の中でこのような少数精鋭を常時安定させるためには同分野の調査機関とおしの協調が必要となると述べている。

調査員を複数の調査機関の共有財産としてゆべきであるという考えであるが、これも含めて、抽出台帳を使用することができなくなった場合でも質の高い調査を確保するための具体的な手段を検討する段階に入ったことは確かである。

(編集部)

